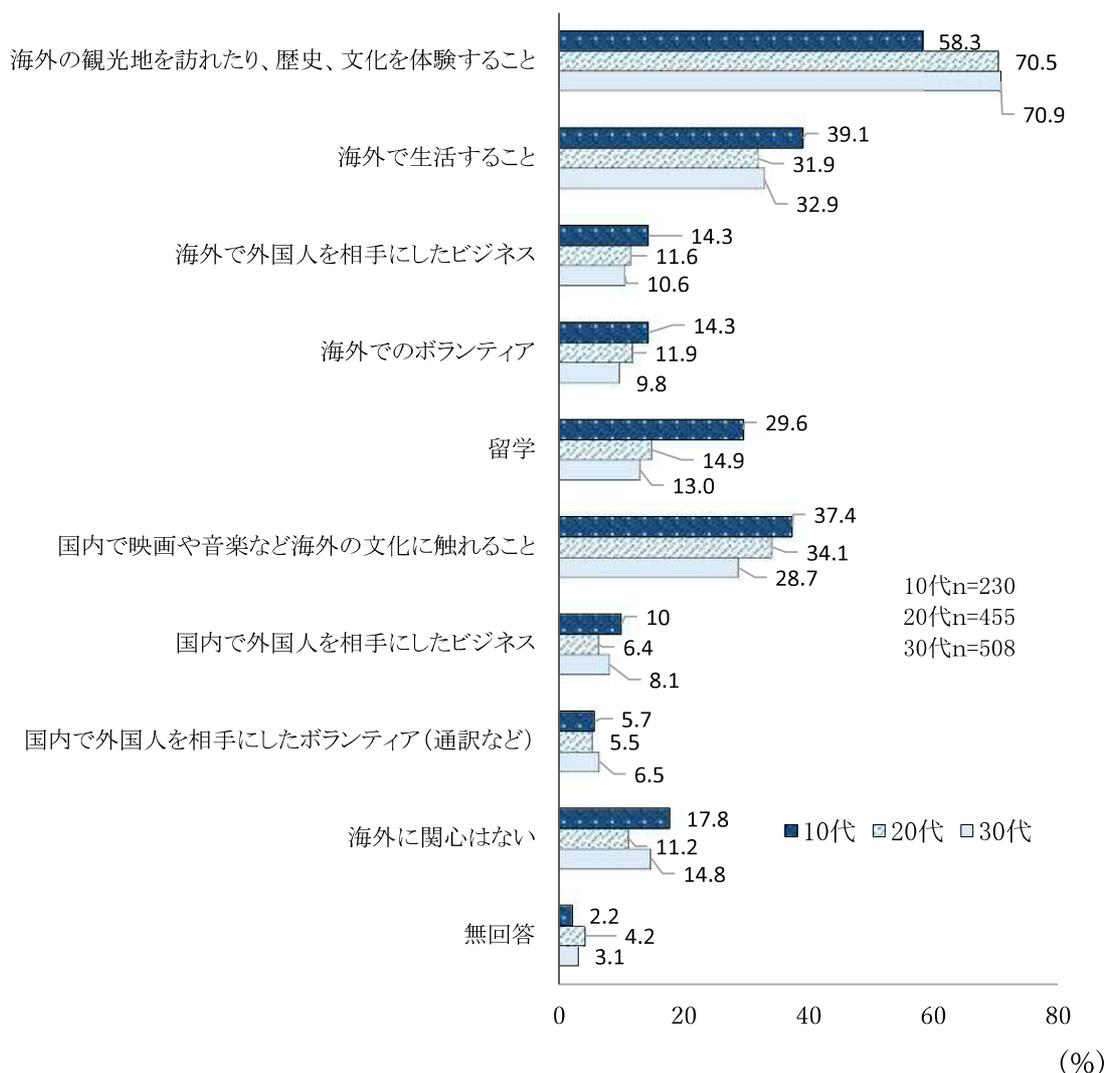


本県が、平成 29 年 8 月に、県内の 15 歳から 39 歳を対象として行った調査において、海外や異文化との関わり方について質問したところ、いずれの年代も最も関心が高いのは、「海外の観光地を訪れたり、歴史、文化を体験すること」で、20 代と 30 代では 7 割を超えています。「海外で生活すること」が各年代で 3 割を超え、「国内で映画や音楽など海外の文化に触れること」が 10 代と 20 代で 3 割を超えています（図 32）。

今後、情報通信技術のさらなる発達や国内の労働力不足を背景に、経済活動や学術研究など、さまざまな場面で国境を越えて競争したり、協働する機会が増えたり、国内においても外国人と共に学び、働き、生活することが今以上に当たり前になり、グローバル人材の必要性は高まります。語学力や外国についての知識を習得することはもとより、外国人が多いという本県の特徴を生かし、子どもころから異文化との交流を深めたり、外国を訪れたりする機会を持つことが、第一歩になると考えられます。

図32 海外や異文化との関わり方についての関心



(資料) 愛知県社会活動推進課調べ

I 全ての子ども・若者の健やかな育成

1 健やかな体と豊かな心の育成

(1) 基本的な生活習慣の形成

取組の視点

近年、子ども・若者世代の食生活の乱れが指摘されており、栄養バランスの偏りなどが問題となっています。また、スマートフォン等を始めとするインターネット接続機器が普及し、長時間の利用による生活リズムの乱れも問題となっています。一人一人の子ども・若者が健やかに成長し、それぞれ自立し、次代の担い手となるためには、基本的な生活習慣の形成が不可欠であり、健やかな体と豊かな心を育成する基本となります。

(参照：P19④ 情報化社会の進展、P22⑤ 自己肯定感、将来展望、悩み、P33⑥ インターネットの利用)

◆ 主な施策 ◆

○ 基本的な生活習慣の啓発

栄養バランスのとれた規則正しい食生活や、早寝・早起きなどの生活習慣の重要性について啓発します。

○ 食育の推進

学校給食を通じた食育を一層充実させるため、その中核となる栄養教諭の配置を拡大します。

また、食育を推進するため、啓発や食育推進ボランティアの活動支援を行うほか、学校における食育の推進体制の促進と、食に関する指導の充実を図るため、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の管理職や食育推進者を対象に、実践的に活用できる専門研修を実施します。

(2) 健やかな体と豊かな心の育成

取組の視点

情報化社会が進展し、インターネット依存症など身心の健全な成長に影響を及ぼす新しい問題も生じています。また、自然とのふれあいや地域との関わりが減ることにより、命の大切さを実感する機会や規範を学ぶ機会、協働する力を育む機会が少なくなっています。

大人は、社会におけるマナーやルールを示す手本となるとともに、一緒にな



って体を動かしたり、様々な体験をする機会を与えたり、自他の命を大切にす
る心、他者を思いやる心、規範を尊重する心などを育む手助けをする必要があ
ります。

(参照：P15◎ 地域におけるつながりの希薄化、P32◎ 居場所、つながり、P22◎
自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策 ◆

○ 健やかな体の育成

子どもの頃から体を動かし、運動に親しみながら体力を向上できるよう、小
学生の親子を対象に、トップアスリートとともに運動する講習会を開催します。

○ 豊かな心と規範意識の醸成

家庭、地域、学校などが連携し、世代を超えた交流、様々な体験活動を行い、
子ども・若者の豊かな心と規範意識を醸成します。

また、小学校やイベントなどの機会を利用した花を育てる活動を通じた情操
教育「花育」を推進します。

○ 自然ふれあい体験を通じた他者を思いやる心の育成

日常生活の中で身近な自然にふれる体験等は、学ぶことの喜びや意欲を生み
出すことにつながる貴重な機会です。特に幼少期においては、環境への関心や
思いやりの心を育む基礎を築くことにつながります。

そのため、子育てに自然体感プログラムを取り入れるとともに、幼児期の自
然体験を通じた環境学習を県内に広げ定着させるため、幼児に対する自然体験
の提供や、保育士等を対象とした研修を行います。



2 今を生き抜く力の養成

(1) 学力の向上

取組の視点

近年、情報化やグローバル化が進展するとともに、人工知能などの技術革新
が急速に進んでいます。こうした新しい時代に必要となる資質・能力を育成し、
学習評価を充実させるため、平成29年3月に、幼稚園教育要領、小・中学校学習
指導要領等が改定されました。改訂学習指導要領では、「何を理解しているか、
何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのよう
に社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」を3つの柱としています。

子ども・若者一人一人が未来の担い手となっていくためには、予測できない
変化に主体的に向き合い、判断し、他者と共に生き、課題を解決していく力を

つけることが必要です。

(参照:P19⑩ 情報化社会の進展、P21⑩ 支援を必要とする外国人の子ども・若者、P36⑩ グローバル化への関心)

◆ 主な施策◆

○ 少人数教育の推進

生活習慣や学習習慣の定着を図るため、義務教育の入口となる小学校第1、2学年において、さらには、学習のつまずきが起きやすいとされる中学校第1学年において、35人学級編制を実施するとともに、全学年を対象にティーム・ティーチングなどの少人数指導を実施し、一人一人の状況に応じたきめ細かな指導を行います。

○ 自ら学び、自ら考える力の育成

特別非常勤講師や社会人講師、退職教員や大学生など、多様な外部人材を活用して学習のサポートが行えるよう、市町村教育委員会と協力して環境を整備し、児童生徒の主体的・意欲的な学習を支援します。

○ 読書活動の推進

毎年10月を強調月間と定め、優良図書の読書感想文・感想画を募集し、愛知県書店商業組合の協賛により図書を学校に寄贈するなど、よい本をすすめる県民運動を展開します。

また、子どもの読書活動を総合的に推進し、関係機関等の連携体制の整備について検討するための協議会を開催するほか、地域や学校で活動の核となる人材の育成等を行います。

○ 外国人などの日本語指導が必要な子どもへの教育の充実

外国人などの日本語指導が必要な子どもに対する小学校入学前の日本語指導や学校生活への適応指導を充実させるほか、学齢期にありながら就学していない子どもに対する就学支援の充実を図るなど、不就学の解消に向けた取組を進めるとともに、公立小・中学校において日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員の派遣を充実するなど、日本語指導が必要な児童生徒が学びやすい環境づくりを推進していきます。

また、外国人学校のうち各種学校認可校には私学助成金を交付します。

(2) 社会の変化への対応

取組の視点

技術開発や経済の発展、インターネットの急速な普及などにより、人々の生活は便利で豊かになっています。一方で、生物多様性の損失や地球温暖化など環境問題が深刻さを増すとともに、南海トラフ巨大地震の発生リスクも高まっており、次代を担う子ども・若者が向き合うべき課題は、重く、多岐にわたっ



ています。

少子高齢化が進み、総人口に占める子ども・若者人口の割合が減少していく中で、今を生き抜き、こうした課題に立ち向かうためには、子ども・若者一人一人が新しい時代に的確かつ迅速に対応していくことが求められます。

(参照：P19◎ 情報化社会の進展、P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み、P12◎ 子ども・若者人口の減少)

◆ 主な施策 ◆

○ 情報教育の推進

県内の小・中学校における情報モラル教育の取組や役立つ情報などを道德教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。

また、指導の意図や授業の目的に合わせて、デジタルコンテンツを取り入れるなど、ICT(情報通信技術)を活用した授業づくりに取り組みます。

さらに、子ども・若者が、インターネット上の情報をうのみにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、さらには、情報を発信できる能力(情報リテラシー)を身につけるため、児童生徒の学習、教職員の研修、情報モラルに関する保護者への啓発等を進めます。〔P64再掲〕

○ 人権教育・啓発の推進

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権啓発のイベントや研修の開催、メディア等を活用した広報や、あいち人権啓発プラザを拠点とした様々な啓発活動を行い、人権教育・啓発を推進します。

○ 消費者教育の推進

高度情報化の進展に伴い、情報通信ツールが急速に普及し、商品・サービスの取引形態が多様化したため、消費者被害が深刻化しています。こうした状況の中で、未成年者が消費者トラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、幼児期から、ライフステージに応じた消費者教育を体系的に行います。若年者に対しては、学校等への消費者教育の専門家の派遣、消費生活情報紙の作成・配布、ホームページ「あいち暮らしWEB」、SNSやメールマガジン等を活用し、消費者教育の推進、情報発信の充実を図ります。

○ 環境学習の推進

持続可能な社会を形成していくためには、私たち一人一人が問題を解決する能力を身につけ、具体的な行動を起こしていかなければなりません。そこで、行動につなぐ力を育むことを念頭に置きながら、環境学習等に取り組んでいきます。小学校における環境教育・学習を支援するため、高学年を対象とした環境学習副読本を作成、配布します。また、市町村、地球温暖化防止活動推進員と連携し、小学生を対象とした地球温暖化防止、エコライフの実践・普及に向けた教室を開催します。



さらに、幼児に対する自然体感プログラムの提供や、保育士等を対象とした研修、小・中学生に対する体験型の環境学習講座を実施します。また、高校生が大学やNPO等の継続的な支援を受け、環境問題について調査・研究を行い、地域に向けた環境学習教材を作成する「あいちの未来クリエイト部」、大学生が企業・団体と連携し課題解決を図る「かがやけ☆ あいちサステイナ研究所」を実施し、発達段階に応じた環境学習に取り組むことで、グローバルな視点を持ち、継続的に率先してエコアクションを実践する「人づくり」を進めます。

○ 防災教育の推進

小学校第5学年から中学生を対象とした少年消防クラブの設置を促進するとともに、消防学校一日体験入校などの機会を通して、クラブ員の消防についての関心と知識を深めます。

また、学校や地域の防災力向上に貢献できる若き防災リーダーを育成するため、高校生防災セミナーを開催するほか、県立高等学校に、地域の災害の歴史や自然環境と災害の関係などを学ぶカリキュラムを取り入れたコースを設置します。

(3) 健康に関する教育と支援の推進

取組の視点

子ども・若者が健やかに成長するには、自らの心身と向き合い、健康を保つことが大切です。しかしながら、痩身傾向児の増加や、未成年者による飲酒、喫煙、性感染症、10代の望まない妊娠など、思春期の課題も見られます。

子ども・若者が自らの心身に関心を持ち、正しい知識を身につけ、健康の維持・向上に取り組めるよう支援することが必要です。

(参照：P29◎ 少年非行、P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策◆

○ 心身の健康に関する教育

心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教職員の指導力・対応力の向上を図るための研修を実施するとともに、健康に関する児童生徒の様々な悩みを受け止め、助言するため、学校における健康相談体制を充実します。

また、市町村、学校等関係機関と連携し、エイズ予防の普及啓発活動や性教育、喫煙防止等の教育を推進するとともに、保健医療、教育関係団体等と連携し、受動喫煙の防止を推進します。

さらに、思春期から更年期に至る女性の身体的・精神的な悩みの相談に応じるなど、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、健康教室を開催するとともに、気軽に相談できるよう電話による「女性の健康なんでも相談」を実施します。



○ 妊娠・出産・育児に関する教育、性教育等の充実

安全・安心に妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関し気軽に相談できる体制の整備や、望まない妊娠や思春期の性の悩みに応じる相談窓口の周知に努めるとともに、教育、保健、医療の関係者が連携し、妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための意識啓発や健康教育を実施します。

3 若者の職業的自立、就労等支援



(1) 働く意欲、職業能力の養成

取組の視点

若者が将来、それぞれ自立し、活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが大切です。

しかし、近年、非正規雇用率は高く、雇用のミスマッチや若年無業者の存在など、学校から社会・職業への移行がスムーズに行われていないことが懸念されます。また、職業意識、職業観が未熟で、進路意識、目的意識がはっきりしないままに進学するといった、社会的・職業的自立に向けた課題も指摘されています。

職場体験やインターンシップの実施により、子ども・若者が自身の職業適性や将来設計を考える機会を持つとともに、求人と求職のマッチングなどをきめ細やかに行う必要があります。

(参照：P28◎ 若年無業者、非正規雇用者、P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策 ◆

○ キャリア教育の推進

「あいち夢はぐくみサポーター」の登録事業所数を拡大するなど企業のキャリア教育への参画を促進し、地域と連携して学校のキャリア教育を支援する体制を充実します。

また、中学校における職場体験、高等学校におけるインターンシップなど、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれの発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。

○ 職業能力の習得

高等学校、特別支援学校において、各種職業資格の取得を奨励するため、技能検定及び顕彰を実施します。

また、県立高等技術専門校（普通課程）においては、新規学卒者及び若年未就職者等が職業に就くために必要となる知識と技能を身につけるための建築、モノづくり等の職業訓練（学卒者訓練）を実施します。



(2) 就労等支援の充実

取組の視点

ここ数年、高等学校卒業者の求人倍率は上がり、高等専門学校、短期大学、大学卒業者の就職率も上がっていますが、一方で、非正規雇用の割合も約3割と依然として高い水準にあります。

若者が安心して働き、人生を歩んでいくためには、社会の入口となる新規学校卒業段階における就職支援を充実するだけでなく、新規学卒時に非正規雇用の職に就いても、希望する場合には正社員に就職・転換できるなど、切れ目のない就労支援が必要です。

また、少子高齢化、グローバル化が進む今日においては、子育て中の女性、障害者、外国人などが就職し、活躍できるよう支援し、多様な人材の活用を進めることが大切です。

(参照：P28◎ 若年無業者、非正規雇用者、P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み、P21◎ 支援を必要とする外国人の子ども・若者)

◆ 主な施策 ◆

○ 若者に対する就職・定着支援、非正規雇用対策の推進

愛知労働局などと連携して運営する「ヤング・ジョブ・あいち」において、職業適性診断から職業相談・紹介まで幅広い就職支援メニューをワンストップで提供します。〔P57再掲〕

また、離転職者・求職者の就労を支援するため、求職者支援制度やジョブ・カードの活用を促進するとともに、労働に関する法令・制度の周知や、労働相談、学校での雇用・労働問題に関する指導などを行い、雇用契約や就労環境など雇用者が直面する不安や問題の解消に取り組みます。

○ 女性、障害者、外国人の活躍の支援

子育て中の女性が安心して参加できるよう、民間教育訓練機関に委託した託児サービス付きの職業訓練など、女性のニーズに合った職業訓練を実施するとともに、あいち子育て女性再就職サポートセンターの運営などにより、子育て女性などの再就職を支援します。

また、これから就職する女子大学生等に対し、就業継続への意識を高めていただき、女性が元気に働き続けられるよう、セミナーを開催します。

障害のある人の一般就労の支援に向けては、愛知障害者職業能力開発校における職業訓練、就労移行支援事業所の確保、特別支援学校における職業教育の充実を図るほか、事業者向け研修会を実施する等、障害者に対する理解促進や障害者雇用に関する制度等の周知に取り組みます。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部と共催で愛知県障害者技能競技大会（愛知県アビリンピック）を開催することにより、職業能力の向上や雇用の促進を図るとともに、愛知労働局との共催による障害者就職面接会の開催や、障害者就業・生活支援センターとの連携、職場実習・見学



等を推進します。

さらに、介護職への就職を希望する離職中の就労制限のない外国人（定住外国人）を対象に職業訓練を実施し、安定した雇用に繋げるとともに、ハローワーク等と連携し、就職支援の充実を図ります。〔P53再掲〕

4 子ども・若者の自立を育む多様な交流



取組の視点

子ども・若者は、他者との交流や、自然体験、スポーツ・文化芸術活動など様々な体験を積み重ねることで、周りの世界への興味・関心を高めていきます。また、成長につながる体験をすることにより、大きな達成感や充実感を得ることができ、視野を広げるとともに、主体性・創造力が育まれます。

また、他者と協力したり、時にはぶつかり合ったりする中で、利害の調整の仕方や問題解決の力が養われ、困難に向き合い、生き抜く力が高められます。

さらに、社会貢献活動などに取り組むことで、自らの可能性に気づき、また社会の一員であることを自覚し、自己有用感や自己肯定感を高めることにつながります。

こうしたことから、様々な体験・交流の場や機会を提供し、子ども・若者の主体的な行動を社会全体で応援することが大切です。

(参照：P14◎ 核家族化の進行、P15◎ 地域におけるつながりの希薄化、P32◎ 居場所、つながり、P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策◆

○ 地域活動への参加の促進、社会形成への参画の推進

子ども・若者が、若い世代の自主防犯団体への参加を促進するほか、消防団活動についての理解を深め、加入を促進するとともに、学生消防団活動の活性化を図り、より暮らしやすい地域づくりに主体的に関わることを促進します。

また、民法改正により、2022年に成年年齢が18歳に引き下がることを受け、子ども・若者に関する計画の策定や事業を立案するにあたり、子ども・若者が自らの考えを発言できる場を設けるなど、子ども・若者の社会形成への参画を促進します。

○ 社会貢献活動の推進

非営利の性格を持ちながら、社会的な課題を解決することを目的とした社会貢献活動に子ども・若者が参加することは、社会性や他人を思いやる気持ちなどを育むよい機会となることから、社会貢献活動に身近に取り組める場や機会を提供し、子ども・若者のボランティア活動への参加を促進していきます。



○ 主権者教育の推進

平成27年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたことから、高等学校第3学年など新たに有権者となる若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むため、生徒が主体的に学ぶ授業を推進するとともに、高等学校及び特別支援学校高等部では、国が作成した副教材を活用しつつ、選挙制度の理解を深めます。

○ 自然体験活動の推進

愛・地球博記念公園内のもりの学舎、茶臼山公園施設及び伊良湖休暇村公園施設、森林公園や県民の森、少年自然の家等において、自然体験や自然の中で様々な体験を仲間と共に積み重ねる機会を提供し、子ども・若者が自然への理解を深めながら豊かな人間性と主体性を育むことができるよう支援します。

○ スポーツ・文化芸術活動の推進

スポーツを通して、仲間や指導者との関わりからコミュニケーション能力が高まったり、練習を重ねる経験をしたり、フェアプレイ精神を養うことができるため、社会全体で誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができるよう、指導者の養成・資質向上等により、地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの育成・定着を図ります。

また、文化芸術を通して豊かな感性や創造力を育むため、優れた文化芸術に出会い、身近に親しむ機会を提供する子ども向けの普及・教育事業を実施します。加えて、市町村劇場等と連携し、子どもたちを劇場に招待し、質の高い舞台芸術の体験機会の拡大・充実を図ります。

○ 子ども・若者の主体的な取組の応援

中学生が、日常生活や社会について、日ごろ感じていることや考えていることを作文に書き、発表する「少年の主張愛知県大会」を開催し、社会に対する問題意識を養うとともに、自らの言葉で表現し、伝える力を高めます。



「少年の主張全国大会」で、愛知県代表者が審査委員会委員長賞を受賞（平成29年11月）

「少年の主張愛知県大会」での発表と表彰（平成29年8月）

Ⅱ 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

1 困難を抱える子ども・若者の総合的な支援

(1) 子ども・若者支援地域協議会の設置促進と活性化

取組の視点

子ども・若者を取り巻く環境は様々で、貧困、いじめ、不登校、ひきこもりなど、困難な状況は多岐にわたります。また、いくつかの困難が複合的に絡み合っていることもあります。

こうした困難な状況にある子ども・若者には、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係団体が連携し、子ども・若者一人一人に寄り添い、年齢階層で途切れることなく継続した支援を行うことが求められます。

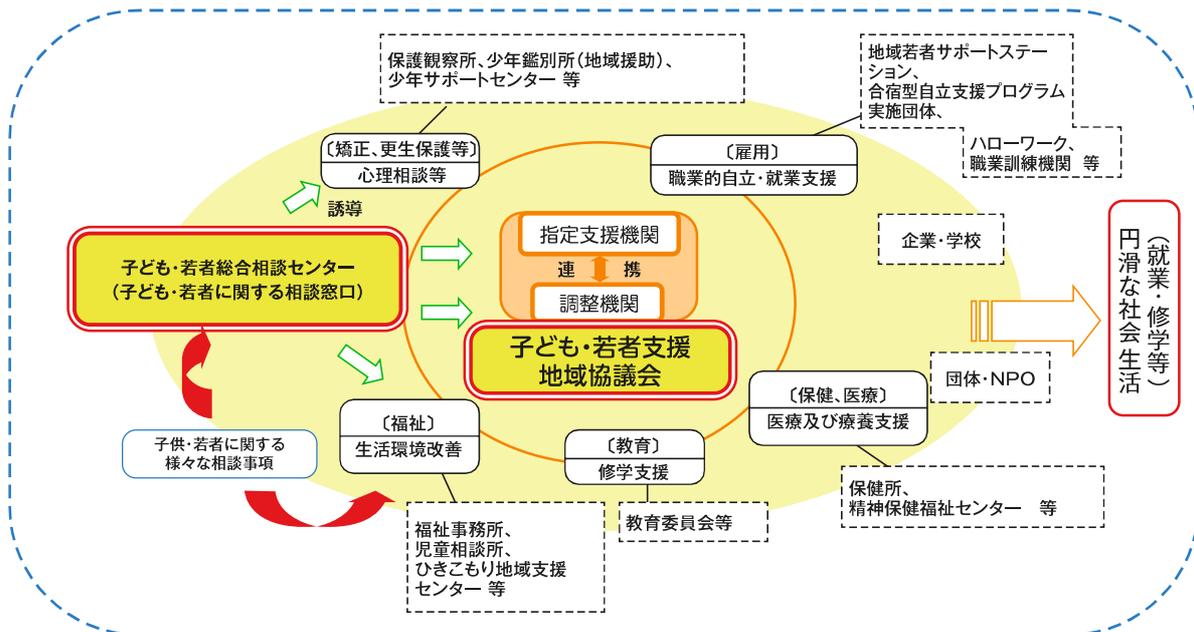
困難を抱える子ども・若者が、安心して相談や支援を受け、自立への一歩を踏み出せるよう、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに、既設の協議会については、さらなる活性化が望まれます。

(参照：P21⑩ 子どもの貧困、P25⑩ いじめ、不登校、ひきこもり、P28⑥ 若年無業者、非正規雇用者、P29⑦ 少年非行、P32⑥ 居場所、つながり)

◆ 主な施策◆

○ 困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援

《参考》地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（イメージ）



(役割)

- ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、地域の関係機関が連携して支援するためのネットワーク。
- ・個別分野の施策や知見を結集して、困難を有する子供・若者を総合的に支援するもの。



より
そい

本県では、相談・支援を実施している県や国の機関、市町村、NPO等と連携し、情報共有や意見交換の場を設けるとともに、市町村・民間支援団体などの相談支援に携わる職員や担当者向けのスキルアップ研修会を開催するほか、民間支援団体等の人材養成を図ることにより、市町村における「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保や「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進します。また、今後の社会情勢に応じて、県の果たすべき役割を研究していきます。

県内の子ども・若者支援地域協議会・子ども・若者総合相談センター一覧(平成30年6月1日現在)

※ 地域協議会設置順

| 子ども・若者支援地域協議会 | 子ども・若者総合相談センター |
|-------------------------|----------------------------------|
| 豊橋市子ども・若者支援地域協議会 | 豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」 |
| 蒲郡市子ども・若者支援ネットワーク協議会 | 蒲郡市子ども・若者相談窓口(蒲郡市青少年センター内) |
| 春日井市子ども・若者総合支援地域協議会 | 春日井市子ども・若者総合相談窓口(子ども政策課内) |
| 北名古屋市子ども・若者支援地域協議会 | 北名古屋市子ども・若者総合相談窓口(北名古屋市青少年センター内) |
| 一宮市子ども・若者支援地域協議会 | 一宮市子ども・若者総合相談窓口(一宮市青少年センター内) |
| 名古屋市子ども・若者支援地域協議会 | 名古屋市子ども・若者総合相談センター(名古屋市教育館) |
| 大府市青少年問題協議会(子ども・若者支援部会) | 大府市子ども・若者支援相談窓口 |
| 田原市子ども・若者支援地域協議会 | 田原市子ども・若者総合相談窓口(生涯学習課内) |
| 豊川市子ども・若者支援地域協議会 | 豊川市少年愛護センター(豊川市子育て支援センター内) |
| 豊田市若者支援地域協議会 | 豊田市若者サポートステーション(豊田市青少年センター内) |
| 知多市若者支援地域協議会 | 知多市若者支援センター(知多市青少年会館内) |
| 刈谷市子ども・若者支援地域協議会 | — |



より
そい



豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」

(2) 子ども・若者に関する相談体制の充実

取組の視点

本県で行った「子ども・若者の生活実態・意識調査」(平成29年度実施)において、住んでいる地域や生活などについて、思ったり感じたりしていることなどを自由記述で質問したところ、「悩みごとを気軽に相談できる場が欲しい」という回答が複数ありました。

相談機関、窓口で専門職を十分に配置することはもちろん、子ども・若者にとって身近で、安心して利用できる場となるよう、わかりやすく情報提供していくことが必要です。

(参照：P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み、P32◎ 居場所、つながり)

◆ 主な施策 ◆

○ 相談窓口の周知

様々な困難を抱える子ども・若者が、不安や悩みごとを早期により適切な機

関・窓口相談できるように、ホームページなどを活用し、わかりやすく周知します。

○ 学校における相談体制の充実

子どもが抱える問題の早期発見、早期対応のために、小・中学校及び県立高等学校におけるスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、県立高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。

○ 地域における相談体制の充実

児童相談センターにおける相談、判定指導、福祉事務所における家庭相談員の設置、教育事務所等への家庭教育コーディネーターの設置、総合教育センターにおける教育相談、研修など、地域においても専門職や相談窓口を設置し、子どもの発育・発達やこころの健康問題、性等に関する相談、対応の充実を図ります。

○ 外国人に対する相談・支援体制の充実

外国人の子ども・若者や保護者に対し、多文化ソーシャルワーカーが多言語で相談・情報提供を行うほか、複雑な問題については専門機関と連携しながら継続的に支援を行います。〔P53再掲〕

2 困難な状況に応じた取組

(1) 子どもの貧困問題への対応

取組の視点

近年、所得格差は拡大し、「子ども・若者の貧困」が社会的に問題となっています。貧困により、必要な教育の機会が減少したり、生活習慣の形成に支障をきたしたり、様々な影響が生じる場合があります。また、地域社会における交流の機会も減少することで、家庭が社会的に孤立する恐れもあります。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学習、生活面での支援、経済的支援、親の就労支援、相談体制の充実など、様々な支援が求められています。

(参照：P21㉔ 子どもの貧困、P15㉔ 地域におけるつながりの希薄化、P32㉔ 居場所、つながり)

◆ 主な施策◆

○ 教育の支援

家庭の経済事情に左右されることなく学ぶことができるようにするため、また貧困の連鎖を防ぐため、県内町村において生活困窮世帯等を対象とした学習



支援、居場所の提供を行うとともに、中学校卒業後の進路未定者、高校中退者、日本語支援が必要な外国人等を対象とした、高等学校卒業程度認定試験合格等に向けた学習支援、相談・助言等を行います。

また、就学・修学における負担を軽減するため、高等学校等奨学金の無利子貸与、高等学校等奨学給付金や高等学校等就学支援金の支給、私立高等学校等の入学納付金及び授業料軽減事業に対し設置者に補助金を交付します。

さらに、県内で子どもの学習支援ボランティアが地域差なく活動できるよう、ボランティアの養成、登録、学習支援団体等への斡旋を行います。

○ 保護者に対する生活支援・就労支援

保育所の入所選考や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業を行う場合、ひとり親家庭を優先的に取り扱うなどの特別な配慮について、市町村に働きかけます。また、ひとり親家庭に対する県営住宅への優先入居制度を実施します。さらに、ひとり親家庭の親同士、親子が交流できる場や、子どもが様々な文化芸術に触れる機会、スポーツの体験ができる場を設けます。

また、親の就業を支援し、経済的自立を促進するため、母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、情報提供等一貫した就業支援サービスを実施するとともに、就職に有利な資格を取得できるよう自立支援給付金を支給します。

さらに、正規雇用拡大支援事業において、それぞれの適正、希望する勤務条件に合った企業での職場実習の機会を提供するなど、正社員就労への支援を行います。

○ 子どもに対する生活支援・就労支援

子どもの居場所となる子ども食堂を安心して利用できるよう、運営ボランティアの資質向上を図るための講座を開催するとともに、身近な地域での子ども食堂の設置拡大を図るため、開設にあたってのガイドブックの作成や、既存の社会資源を活用した開設モデル事業を実施します。また、全ての子どもにとって、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習機会の提供、スポーツや文化芸術活動、地域住民との交流等を行う市町村の「放課後子ども教室事業」に対して補助し、活動を促進します。

さらに、定時制高校の生徒がジョブサポーターを活用できるようにするなど、学校とハローワークが連携して生徒の就職支援を行うとともに、中退者等についても、就労支援施設と若年無業者等の若者の就労支援機関（地域若者サポートステーション）との連携を図るなど、就労支援を行います。

○ 理解促進、情報提供

支援者の資質向上を図るため、生活困窮世帯の特徴や、市町村、学校、保育所等における支援について理解を深めるためのシンポジウムを開催します。



また、大学生等への学習支援ボランティアの募集、児童・生徒への教育相談等について、啓発、周知を行い、適切な利用、理解を促進するとともに、市町村の行う就学援助について、援助を必要とする世帯に必要な情報が届くよう働きかけを行います。

(2) 児童虐待防止対策

取組の視点

近年、児童虐待に関する児童相談センター（児童相談所）への相談対応件数は、本県においても、全国的にも増加しています。この要因としては、児童虐待問題に対する社会的な関心が高まったことや、児童相談センターと市町村、警察を始めとした関係機関との連携が深まったことなどが考えられます。

増加する児童虐待相談に速やかにかつ適切に対応するためには、児童相談所の機能強化を進めるとともに、市町村、関係機関等と連携し、社会全体で一体となって取り組むことが重要です。

また、妊娠期からの児童虐待予防対策を推進し、子育てに不安を感じている保護者が相談しやすい体制を整えることも必要です。

(参照：P14◎ 核家族化の進行、P15◎ 地域におけるつながりの希薄化、P32◎ 居場所、つながり)

◆ 主な施策 ◆

○ 児童相談センターの体制の強化、関係機関等との連携の推進

児童相談センターに、児童虐待に対応する弁護士、法医学専門医師、精神科医師を配置し、それぞれの立場を生かしたバックアップ、支援等を行います。また、関係機関のネットワークを強化するため、愛知県要保護児童対策地域協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護などの関係機関との連携や情報の共有に努めるとともに、児童虐待通告に際し、学校、保育園・幼稚園、病院、警察などとの連携を強化するため、関係機関連絡調整会議を開催します。

医療機関においては、児童虐待対応の拠点病院を中心に、対応体制、医療機関間のネットワークを整え、地域医療全体で虐待対応体制を充実、強化します。

○ 相談体制の整備・予防教育の実施

子育てに不安を感じている保護者に対して相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけるため、オレンジリボン・キャンペーンを実施するとともに、子どもと子育てに関する悩みについての気軽な相談窓口として、匿名での相談にも対応する電話相談（子ども・家庭110番）を実施します。

さらに、専門的知識を持った相談員が、休日・夜間における児童相談所全国共通ダイヤル(189 いちはやく)による相談に対応することにより、24時間365日子どもの悩みやしつけなど子育ての困り事などを気軽に相談できる体制を強化します。



○ 妊娠期からの虐待予防

望まない妊娠の相談窓口を周知し、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等についての知識の普及、支援を行うとともに、児童相談センターは、市町村や医療機関、助産師会等と協力して、出産後に子どもの養育ができない方に特別養子縁組を前提とした新生児里親委託制度を周知します。

また、市町村における乳幼児健康診査の未受診者への対応が充実されるよう支援を行います。

○ 家庭的養護の推進、施設養護の充実

家庭での養育が困難な子どもが、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で生活できるよう、里親制度の普及・啓発を行うとともに、里親に関心のある方に実際に養育体験をしてもらうなど里親委託を推進します。

また、里親同士の情報交換や悩みごとを気楽に相談できる場として里親サロンを開催するほか、育児支援や家事援助等を行う里親ヘルパーの派遣、里親の一時的な休息のための委託児童の一時預かりを実施し、受託中の里親に対する支援を充実します。

施設養護については、心理療法担当職員の配置や専門職員の研修を実施し、支援技術の向上に努めるとともに、児童養護施設や乳児院において、本体施設の小規模グループケア化やグループホームの設置を計画的に推進します。

(3) 外国人の子ども・若者の支援

取組の視点

本県では、国籍や民族などの違いにかかわらず、全ての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会「多文化共生社会」づくりを推進していくため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して、様々な施策に取り組んでいます。

しかしながら、日本で暮らす外国人については、言語や文化の違いなどから、教育や労働などの面で依然として様々な課題があり、日本で子どもを産み育てる外国人の増加といった新たな課題も出てきています。

外国人の子ども・若者の就学、就労等を支援することで、将来の地域社会の担い手となっていくことが期待されます。

(参照：P21◎ 支援を必要とする外国人の子ども・若者、P36◎ グローバル化への関心)

◆ 主な施策 ◆

○ 未就学児及び保護者への支援

日本人親子も交えて子育てなどの情報交換や親子遊び、交流を行う「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して進め、乳幼児期における言語習得に大切なポイントや日本の母子保健・保育所の制度など、日本で子育てをする上で大切な情報を多言語で伝えながら、保護者の日本語能力の育成も図ります。



さらに、これまでに作成した「プレスクール実施マニュアル」を活用し、小学校入学前の日本語指導や学校生活への適応指導を充実することと併せて、母語教育サポートブック「KOTOBA」を普及し、外国人の子どもが母語に誇りを持ち、アイデンティティを確立し、親子で円滑なコミュニケーションがとれるよう支援します。〔P60、P66再掲〕



「多文化子育てサロン」の様子

○ 教育の充実

学齢期にありながら就学していない外国人の子どもや、日本語が十分に理解できず授業についていけない外国人の子どもを対象として、就学支援の充実を図るなど、不就学の解消に向けた取組を進めるとともに、公立小・中学校において日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員の派遣を充実するなど、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進していきます。

また、外国人学校のうち各種学校認可校には私学助成金を交付します。

○ 若者を始めとした定住外国人の就職の支援

若者を始め介護職への就職を希望する離職中の就労制限のない外国人（定住外国人）を対象に職業訓練を実施し、安定した雇用に繋げ、定住外国人の就労を支援します。〔P45再掲〕

また、国の公共職業安定所や、外国人・留学生の就職を支援する「外国人雇用サービスセンター」を始めとする施設や相談窓口を紹介し、就業を促進します。

○ 相談・支援体制の充実

外国人の子ども・若者や保護者に対し、多文化ソーシャルワーカーが多言語で相談・情報提供を行うほか、複雑な問題については専門機関と連携しながら継続的に支援を行います。〔P49再掲〕

(4) 自殺対策

取組の視点

自ら命を絶ってしまう子ども・若者がいることは、大変痛ましい限りです。

自殺の背景・要因は様々ですが、その多くは、制度、慣行の見直しや、相談・支援体制の整備という社会的な取組によって解決が可能です。



自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な分野が有機的に連携し、施策に取り組むことが必要です。

(参照：P25⑥ 自殺)

◆ 主な施策 ◆

○ 学校における自殺予防

学校における相談活動を一層充実するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、県立高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。また、スクールカウンセラーを配置する私立高等学校に対しては、助成を行います。

さらに、「子どもSOS ほっとライン24」、「被害少年相談電話」や「ヤングテレホン」等による電話相談を実施するとともに、児童生徒や保護者等への一層の周知を図っていきます。

○ 総合的な自殺対策の推進

自らの心の不調に気づくことができるよう、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとるゲートキーパーの役割について、広く県民に啓発します。

行政では取組が難しい場合や、よりきめ細かな対応が求められる場合などには、各種職能団体やNPOなどの民間団体と連携して自殺対策に取り組みます。また、行政として、こうした民間活動を支援します。

(5) 障害等のある子ども・若者の支援

取組の視点

共生社会の形成に向けて、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを構築するため、特別支援教育を着実に推進していくことが求められています。

本県の知的障害特別支援学校は、近年、生徒数・学級数が増加し、教室数の不足等の問題が顕在化しています。また、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化がみられ、将来に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が必要です。

(参照：P22③ 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策 ◆

○ 自立と共生の地域社会づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念を普及するとともに、障害及び障害のある人に関する県民の理解の促進を図っていきます。



○ 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒が通う小・中学校及び高等学校、並びに特別支援学校においては、障害の状態に応じた支援や指導を受けることができるよう人員の配置を行うとともに、県立学校においては、障害に配慮した施設・設備の充実を図ります。

これらに加え、特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応として看護師を配置するとともに、就学にあたっては体験入学の実施や、早期教育支援等を充実し、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てできるよう支援します。

○ 発達障害のある子ども・若者の支援

これまで養成してきた、市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者と連携しながら、市町村や圏域における支援体制の強化を図っていきます。また、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施、関係機関との連絡調整等を行います。

○ 障害者に対する就労支援等

障害のある子どもの自立と社会参加をめざし、特別支援学校の小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を推進します。また、特別支援学校高等部の卒業生の一般就労の就職率を向上させるため、企業開拓等を専任で担当する就労アドバイザーを配置し就労支援の充実を図ります。

愛知障害者職業能力開発校においては、障害のある人の一般就労の支援に向けて職業訓練を実施します。

○ 障害者に対する文化芸術活動の推進

愛知芸術文化センターや県陶磁美術館において、身体障害者用駐車スペースの設置や、車椅子等の貸与を行うほか、県美術館では手話のできる監視員の配置、県芸術劇場では劇場内の車椅子席の確保及び視覚障害者や聴覚障害者のための解説の実施に努めるなど、公演、展示等における配慮を推進すると同時に、文化施設のバリアフリーの情報保障を図ります。

また、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の開催や出前講座の実施を通じて、障害のある人の文化芸術活動を推進することで、社会参加と自立の促進を図るとともに、作品の創作や鑑賞など、障害の有無を越えた交流の機会を通じて、県民の理解促進を図ります。

さらに、障害者の芸術活動を支援する人材の育成、相談支援等を行い、障害者の芸術文化活動の普及を図ります。



(6) 学校におけるいじめへの対応、不登校の子どもの支援

取組の視点

学校は、児童生徒がそれぞれ持っている能力を伸ばしつつ、健やかな体と豊かな心を育む場です。しかし、いじめ、人間関係、家庭の事情などの様々な理由によって学校に通っていない児童生徒もいます。

また、最近では、スマートフォン等の利用により SNS を介してインターネット上でいじめが起きることもあり、その実態が見えづらくなっています。こうした子どもたちの困難な状況が長引くことがないよう、学校、家庭、地域、関係機関が緊密に連携を図り、社会全体で支援していくことが重要です。

(参照：P25㉔ いじめ、不登校、ひきこもり、P32㉔ 居場所、つながり、P33㉔ インターネットの利用)

◆ 主な施策 ◆

○ 相談・指導體制の充実

公立小・中学校及び県立高等学校へスクールカウンセラーを配置し、専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。

いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者が、電話相談をしたり、家庭教育コーディネーター等と面談をしたりできる体制を充実します。また、不登校の児童生徒の家庭に、教育・福祉分野への就職をめざす大学生等を「ホームフレンド」として派遣し、話し相手、遊び相手となり児童生徒の心の安定を図ります。

いじめに対しては、相談に携わっている者を構成員とする相談機関等連絡会を設置し、連携の在り方や問題点等を協議するとともに、いじめ防止対策推進法に基づいて設置する「いじめ問題対策委員会」等を活用し、いじめ防止等の対策の推進について審議していきます。さらに、各公立学校において、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめや不登校等についての見方や考え方、対応方法やカウンセリングの方法等について、教職員の研修を進めます。

○ 多様な学びの機会の提供

不登校児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室の効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながら、フリースクールとの連携を検討していきます。

また、二部制単位制の定時制高校として平成29年4月に開校した「城北つばさ高等学校」では、特別な事情をもつ生徒が自分のペースで学習できる学校づくりを進めます。

○ 高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援

子ども・若者支援地域協議会設置市町村においては、地域若者サポートステー



ション、学校を始めとする関係機関・団体によるネットワークを活用し、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、途切れることなく継続した支援を行います。また、地域協議会未設置市町村においては、設置に向けた働きかけを行います。

(7) 若年無業者等の若者の支援

取組の視点

社会経済情勢の変化や厳しい雇用環境のもと、若年無業者や非正規雇用者など、若者の社会的自立の遅れが問題となっています。

こうした自立の遅れにより、不安定な生活が将来にわたって続くおそれが高まるだけでなく、社会全体にとっても、社会保障費の増加、少子化の進行、将来の担い手を失うことなどにつながります。

若者が社会の一員として自立した職業生活を送ることができるよう、若者の職業的自立に向けた相談支援を充実することが重要です。

(参照：P28◎ 若年無業者、非正規雇用者)

◆ 主な施策 ◆

○ 就業等に向けた支援

愛知労働局などと連携して運営する「ヤング・ジョブ・あいち」において、職業適性診断から職業相談・紹介まで幅広い就職支援メニューをワンストップで提供します。〔P44再掲〕

また、市町が設置する若年者就職相談窓口にアドバイザーを配置し、県・市町が連携して地域の若者がキャリア形成するための各種相談に対応します。

県立高等技術専門校（普通課程）においては、新規学卒者及び若年未就職者等が職業に就くために必要となる知識と技能を身につけるための建築、モノづくり等の職業訓練（学卒者訓練）を実施します。

さらに、正規雇用拡大支援事業において、それぞれの適性、希望する勤務条件に合った企業での職場実習の機会を提供するなど、正社員就労への支援を行います。

○ 再チャレンジへの支援

離転職者・求職者の就労を支援するため、求職者支援制度やジョブ・カードの活用を促進します。また、地域若者サポートステーションなどの支援機関と連携したきめ細かな支援などを通じ、再チャレンジを支援し、マッチング機会を拡充します。

(8) ひきこもりの若者の支援

取組の視点

様々な理由から、就学、就労などから遠ざかり、概ね家庭に留まり続けてい



る「ひきこもり」の若者がいます。近年では、そのような状況が長期化し、本人も親も高年齢化することで、事態は一層深刻になっていると指摘されています。

ひきこもりは、教育、医療、保健、福祉、就労などの問題が複雑に絡み合っており、また、家族の問題として家庭内に抱え込んでしまうケースも多いため、その数や実態の把握が困難であるとともに、支援が届かず、本人も家族も社会から孤立してしまう恐れがあります。

ひきこもりは、職業的自立を果たせない、社会の中で活動の場を求めることができない等の若者の生きづらさの問題でもあることから、個人的な、あるいは個々の家庭の問題として捉えるのではなく、社会問題として捉え、対応することが重要です。

(参照：P25◎ いじめ、不登校、ひきこもり、P28◎ 若年無業者、非正規雇用者、P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み、P32◎ 居場所、つながり)

◆ 主な施策◆

○ 多面的で総合的な支援

精神保健福祉センターをひきこもり地域支援センターとして位置づけ、専用電話相談や面接相談を実施するとともに、保健所においても、ひきこもり相談、家庭訪問や家族教室を行います。また、相談・支援に携わる人材育成を行うとともに、地域で寄り添えるひきこもり支援サポーター「ハートフレンド」によるアウトリーチや、ピアサポーターによる相談支援を行います。

さらに、ひきこもり支援を行っている関係団体と連絡会議を開催し、連携を深めます。

(9) 性的少数者に対する理解促進

取組の視点

平成27年に民間調査会社が全国約7万人を対象に実施した調査では、性的少数者に該当する人は7.6%、約13人に1人となっています。

LGBT (Lesbianレズビアン：女性の同性愛者、Gayゲイ：男性の同性愛者、Bisexualバイセクシュアル：両性愛者、Transgenderトランスジェンダー：こころの性とからだの性との不一致) など性的少数者は、周囲の理解が得られずに、学校生活で不自由を感じたり、就職で差別を受けたり、好奇の目にさらされることがあります。また、そうした悩みを一人で抱え込みがちです。

子どもの頃から多様な性について知り、理解し合い、誰もが自分の性を尊重され、自分らしく生きられる社会になることが求められています。

(参照：P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策◆

○ 理解の促進

性的少数者（性同一性障害者・同性愛者等）に関する現状や課題について



て、講演会や研修会等を実施するとともに、あいち人権啓発プラザにおける啓発図書・DVD等の貸出し、パンフレットの作成などにより、広く一般に対する理解を促進します。



(10) 非行防止、非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

取組の視点

近年、犯罪少年(※1)と触法少年(※2)をあわせた刑法犯少年数は年々減少しています。

一方で、子ども・若者による重大事件は依然として発生しており、子ども・若者による非行・犯罪への対策に、一層取り組んでいく必要があります。

家庭、学校、地域、警察等関係機関が一層連携し、一体となって街頭補導や相談を実施していくことが大切です。

また、非行を犯してしまった子ども・若者が立ち直り、再び非行を犯さないよう、それぞれの状況や取り巻く環境に応じた立ち直り支援の取組が求められています。

(参照：P29⑥ 少年非行)

※1 犯罪少年とは、14歳以上で刑法に規定する罪(交通関係事犯を除く)を犯した少年をいう。

※2 触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

◆ 主な施策 ◆

○ 非行防止活動等の充実

少年サポートセンターや警察署に少年補導職員を配置し、街頭補導活動や少年への継続的な補導活動を実施します。また、警察署に元警察官の嘱託員であるスクールサポーターを配置し、学校と連携して、少年の非行防止対策、学校における安全確保対策などを実施します。

不良行為をなした児童、なすおそれのある児童、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童について、愛知学園への入所により、学校教育を受けさせ、生活指導を行い、将来、自立した社会人として生活できるよう支援します。

○ 非行防止のための啓発活動の推進

青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進するため、愛知県青少年育成県民会議や関係機関と連携した非行防止活動に取り組むとともに、愛知県青少年保護育成条例を適切かつ効果的に運用し、気運を盛り上げるための啓発活動を積極的に展開していきます。

○ 立ち直り支援活動の充実

非行を犯した少年の立ち直りを支援するため、地域の関係機関、団体等と連携し、農作業やスポーツの体験、ボランティア活動への参加を通じて居場所づくりを推進します。また、各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げます。



Ⅲ 子ども・若者の成長のための地域社会づくり

1 家庭、学校、地域全体で子ども・若者を育む環境づくり

(1) 保護者等への積極的な支援

取組の視点

地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会が少なくなるなど、子育てや家庭を支える環境は変化しています。

家庭における触れ合いの充実はもとより、相談体制の充実、地域における子育て支援など、今日の時代に応じたサポートをしていくことが大切です。

(参照：P14◎ 核家族化の進行、P15◎ 地域におけるつながりの希薄化、P32◎ 居場所、つながり、P22◎ 自己肯定感、将来展望、悩み)

◆ 主な施策◆

○ 家庭における触れ合いの充実

家庭の役割について改めて考え、その大切さについて認識を高めるとともに、家族の触れ合いを深めるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、毎年2月を強調月間とする「家庭の日」県民運動を推進します。

○ 家庭教育の支援

本県で作成した「親の学び」学習プログラムを活用して、乳幼児から小・中学生の同年代の子を持つ親が子育てについて楽しく学べる講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。また、働く親の学びの機会として、企業に出向き、社員を対象に家庭教育への理解を深める研修を行います。

さらに、父親の子育てへの参加意識を高めるため、「子育てハンドブックお父さんダイスキ」のインターネットによる配信、中学生などを対象にした赤ちゃん触れ合い体験や保育所訪問、高等学校の授業などを通して、固定的な性別役割分担意識を解消する取組を進めます。

○ 外国人の未就学児及び保護者への支援

日本人親子も交えて子育てなどの情報交換や親子遊び、交流を行う「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して進め、乳幼児期における言語習得に大切なポイントや日本の母子保健・保育所の制度など、日本で子育てをする上で大切な情報を多言語で伝えながら、保護者の日本語能力の育成も図ります。

さらに、これまでに作成した「プレスクール実施マニュアル」を活用し、小学校入学前の日本語指導や学校生活への適応指導を充実することと併せて、母語教育サポートブック「KOTOBA」を普及し、外国人の子どもが母語に誇りを持ち、アイデンティティを確立し、親子で円滑なコミュニケーションがとれるよう支援します。〔P52、P66再掲〕



(2) 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

取組の視点

子ども・若者が健やかに成長し、また、困難な状況にある場合にそれを解消していくには、家庭、学校、地域が連携して支援するとともに、相談できる体制を整えることが重要です。

学校が積極的に地域とのつながりを持ち、開かれた学校づくりを進めていくと同時に、保護者や地域住民は、学校とともに子ども・若者の教育に関わり、学校運営に協力していくことが求められています。

(参照：P21⑩ 子どもの貧困、P25⑩ いじめ、不登校、ひきこもり、P32⑩ 居場所、つながり)

◆ 主な施策 ◆

○ 学校と地域が連携・協働する体制づくり

各地域の実情を踏まえた「コミュニティ・スクール」の導入を推進する他、開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを推進するため、学校評議員を設置し、学校関係者評価を実施することで学校評価を充実します。また、県立学校の体育施設を可能な範囲で地域住民に開放し、スポーツの取組、交流を促進するとともに、地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、団体等、幅広い地域住民等の参画により地域全体で未来をつくる子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の基盤となる地域学校協働本部の整備を推進します。

さらに、地域の人材や場の活用により、体験や実感を伴った「社会と結びついた授業」が実現しやすくなることから、環境教育における学校と地域との連携を支援する仕組みを提供します。

(3) 地域全体で子どもを育む環境づくり

取組の視点

保育所を利用する共働き家庭等において、子どもが小学校に就学した後も、安全・安心な放課後等の居場所の確保が課題（いわゆる「小1の壁」）となります。こうした、「小1の壁」を打破するためには、保育サービスを拡充するだけでなく、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごすことのできる居場所を整備していく必要があります。また、次代を担う人材育成の観点からは、共働き家庭の児童に限らず、全ての子どもたちが、放課後等に学習や多様な体験活動を行うことができる環境を整備することも重要です。

国では、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定され、学校施設を活用して、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型を中心とした取組を推進すること、放課後児童クラブの具体的な整備目標等が掲げられました。(参照：P12⑩ 子ども・若者人口の減少、P14⑩ 核家族化の進行、P15⑩ 地域におけるつながりの希薄化、P32⑩ 居場所、つながり)



◆ 主な施策◆

○ 放課後等の体験・活動の支援

共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブの計画的な整備等を進め、待機児童の解消をめざします。特に、新たに開設する放課後児童クラブについては、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごすことができる場所である小学校内で実施することをめざします。

また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得するための認定資格研修等を実施します。

さらに、特別な支援を必要とする児童の受入れと安心して過ごすことができる環境の整備が進むよう、市町村への支援を充実するとともに、放課後子ども教室を実施する市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。

○ 地域で展開される多様な活動の推進

子ども・若者の社会性、豊かな人間性、生き抜く力を育てるため、地域等において、環境学習、E S D（持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、ボランティア、スポーツ、文化芸術の体験や、世代間・地域間交流などの様々な活動ができる機会の提供を促進します。

○ 体験・交流活動等の場の整備

子ども・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等を整備するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備します。



2 地域で子ども・若者を支える担い手の育成

取組の視点

子ども・若者が、地域で自然体験や地域活動などを行いながら、住民や企業と交流、連携を深め、社会性や豊かな人間性を育むためには、こうした子ども・若者の多様な交流、活動を推進する要となる指導者や、育成団体等の役割が重要です。

NPOは、市町村や県といった行政区画にとらわれることなく活動でき、行政では対応しにくい社会的課題に対しても、新しい発想でサービスを提供しています。また、社会で問題を抱えて困っている人々の課題などをいち早く感知し、サービスに反映しています。

その他、団塊の世代が退職後、地域に戻り、ボランティア活動等に取り組もうとする動きもあります。

行政は、地域の課題解決に向けて、NPOの持つ問題発見能力や先駆性、